

計画見直しの趣旨

本市では、2019年3月に「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（本計画）を策定しました（本計画の第一次計画と「西宮市再生可能エネルギー・省エネルギー推進計画」を統合）。
 しかしながら、2016年4月から始まった電力小売全面自由化によって、市域における温室効果ガスの排出量及び電力使用量の把握が困難になったことから、温室効果ガスの削減目標については、市民を対象とした省エネ行動モニター事業によるアンケート結果などを踏まえ、改めて設定することとし、あわせて市民や事業者が取り組んだことによる効果が実感できるような指標を設けることとしました。

さらに、今年（2021年）2月に令和3年度施政方針の中で、西宮市長が2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする「2050年ゼロカーボンシティ」を表明したことを受け、市民や事業者のライフスタイルや事業活動の一層の転換を見込んだ温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、同計画の後期計画への布石となるような市の施策・事業を盛り込むものです。
 あわせて、関連項目の追加、時点修正を行います。

地球温暖化対策の内外の状況 — 第1章関係 —

【地球温暖化対策の動向】

- 「パリ協定」（2015年採択、2016年発効）
- 2020年9月に兵庫県が「2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを表明し、同年10月に国が「2050年までに二酸化炭素の排出量を全体としてゼロにすることを旨とする」ことを表明。
- 「我が国における2050年までの脱炭素社会の実現」を明記した改正地球温暖化対策推進法が2021年5月に成立。
- 2021年8月のIPCCの第6次評価報告書で「人間活動の影響が大気や海洋、陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と断言。
- 2021年10月に地域脱炭素ロードマップが示されるとともに、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画が改定された。
- 2021年10月から11月にかけて開催されたCOP26で、成果文書の中に「気温上昇を1.5℃に抑えるための努力を追求すると決意する」と明記された。

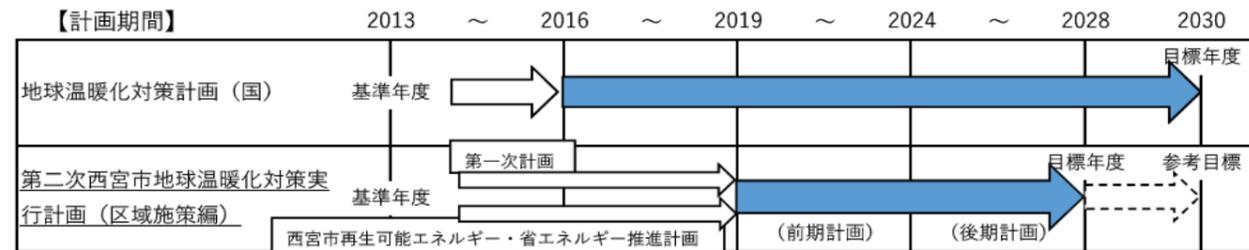
計画の目的・期間・位置づけ — 第2章関係 —

【計画の根拠・目的】

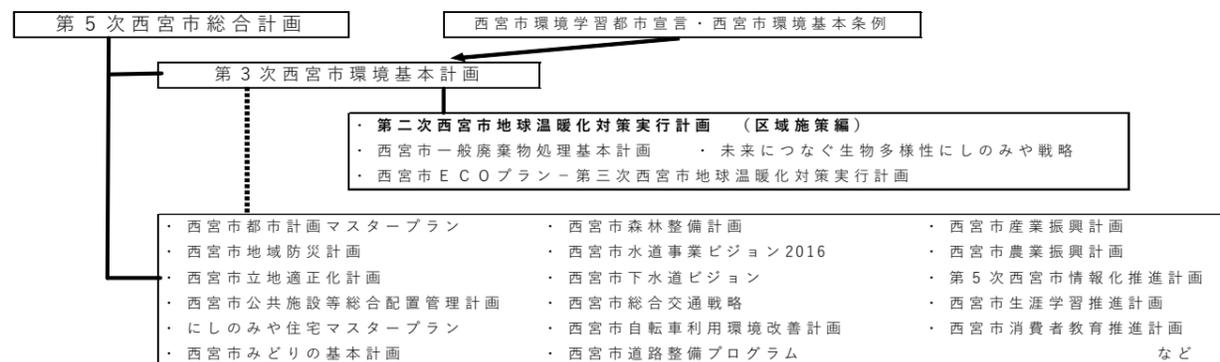
本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づく計画で、西宮市域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進することを目的としている。

【計画の期間・基準年度】

計画期間 2019年度～2028年度、基準年度 2013年度
 目標年度 2028年度（市環境基本計画の目標年度）、参考目標年度 2030年度（国計画の目標年度）



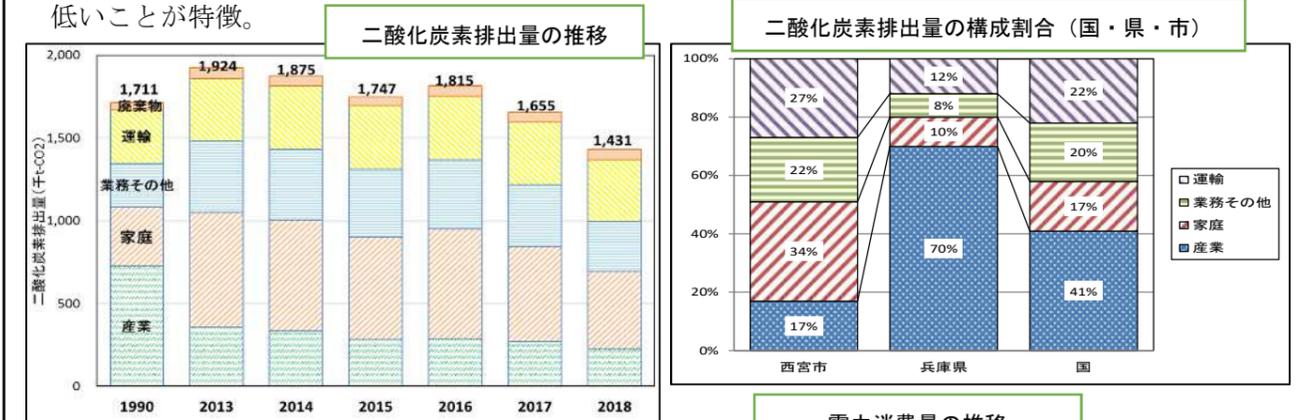
【計画の位置づけ ～ 環境に関連する計画を中心に ～】



二酸化炭素排出量など現在の状況 — 第4章関係 —

【二酸化炭素排出量の状況】

- 本市の2018年度の二酸化炭素排出量は、1,431,492 t-CO₂（第一次計画の基準年度1990年度比△16.4%）。
- 東日本大震災後の各部門での省エネの取組の進展や再生可能エネルギーの普及、電力の排出係数の低下などにより、2013年以降減少傾向が続いている。
- 本市の二酸化炭素排出量の構成は、国や兵庫県と比較して家庭部門の割合が高く、産業部門の割合が低いことが特徴。



【電力消費量の状況】

- 2018年度の電力消費量は、2,016,265 MWh/年（再エネ・省エネ計画の基準年度2010年度比△16.1%）。



【再生可能エネルギー等の発電電力量の状況】

- 2019年3月末時点の太陽光発電による発電電力量は67,967 MWh/年（再エネ・省エネ計画の基準年度2010年度比10.9倍）。
- ここ1、2年は、FIT制度による買取価格の低下や整備に適した土地の確保、地域との調整など様々な課題により、太陽光発電設備導入の伸び率は鈍化している。
- 2019年3月末時点の廃棄物発電の発電電力量は、62,573 MWh/年（2010年度比1.3倍）となっている。



* 2016年4月より始まった電力小売全面自由化により多数の小売電気事業者が参入し、市域の電力消費量の把握が困難になったため、平成28年度（2016年度）以降の温室効果ガス排出量は概算値としている。

【これまでの主な取組】

（→ 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）本編24ページ～27ページ参照）

省エネ行動モニター事業のあらまし - 第3章関係 -

【省エネ行動モニター事業実施概要】

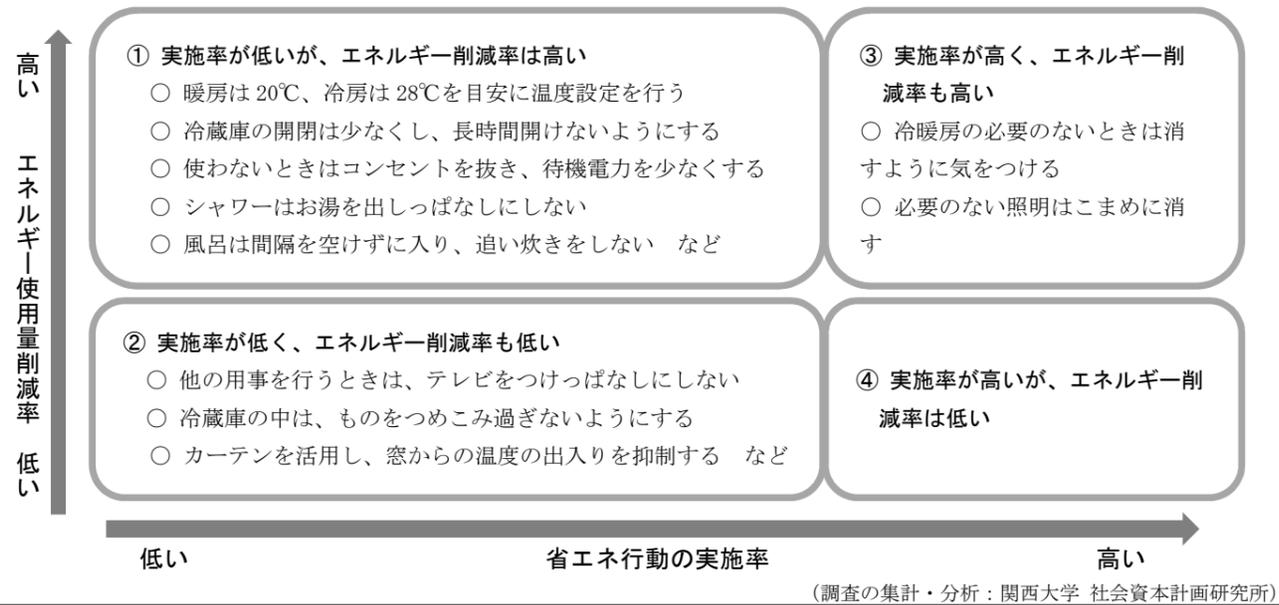
実施時期：2019年4月～2020年3月 配布数：1,600 回答数：452
 質問内容：2年間の電気・ガス使用量（2018年4月～2020年3月）、各省エネ行動の実施有無、省エネ設備の有無、世帯人数 等

【省エネ行動モニター事業の結果分析】

2年間にわたり参加いただいた家庭より、省エネ行動の実施有無、実施した内容や毎月のエネルギー（電気・ガス）使用量データの提供を受けた。

データを分析し、各省エネ行動の実施率とエネルギー削減率の関係について、4つのグループに分類を行った。

4つのグループのうち実施率は低いが、エネルギー使用量削減率の大きい省エネ行動（①のグループ）を組み合わせ、世帯人数の多い世帯を中心に取り組むことによって、エネルギー使用量を10～13%程度削減できるポテンシャルがあることが分かった。



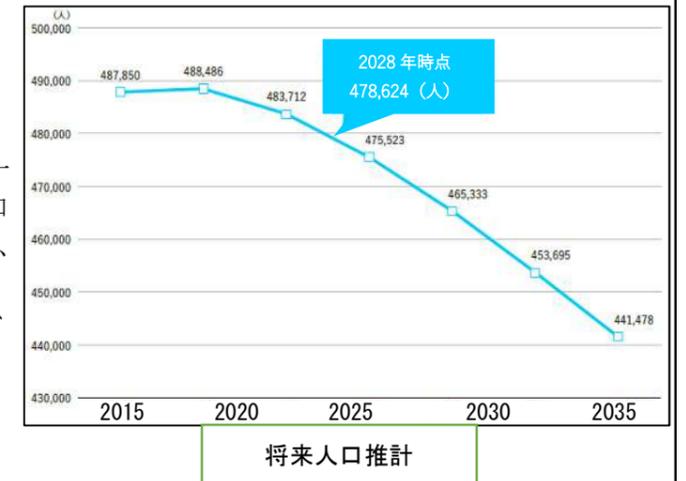
西宮市の特性 - 第3章関係 -

【人口の状況】

2019年10月1日現在、本市の人口は487,401人、世帯数は216,176世帯。

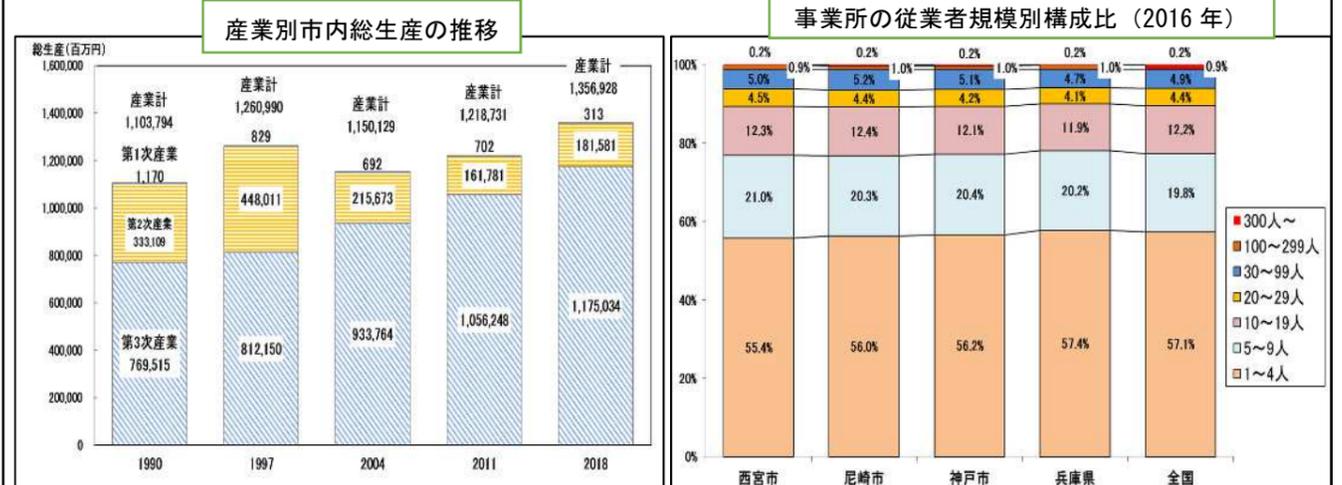
本市の人口は1995年の阪神・淡路大震災により一時減少したが、復興に伴い2000年には震災前の人口を上回る約438,000人となる。以降微増を続けるが、2016年をピークに減少に転じている。

西宮市総合計画では、2021年までは緩やかに減少し、それ以降は減少幅が大きくなり、2028年には478,624人と推計している。



【産業・交通・緑化の状況】

○ 2018年の市内総生産から産業構造をみると、サービス業、卸売・小売業、不動産業を主とする第3次産業が最も大きな比率（約87%）を占めており、次いで製造業を主とする第2次産業（約13%）の順となっており、第1次産業はわずかに占める程度。第3次産業は、全体的に増加傾向にあり、第2次産業中の製造業については、製造品出荷額をみると食品関連の製造業が多くを占めており、製造品出荷額は全体的に減少傾向にある。



○ 事業所の従業者規模別構成比をみると、全国と兵庫県、近隣市と同様に300人未満の事業所が99.8%を占めており、大半が中小規模の事業所となっている。

○ 近年、本市の自動車保有台数は横ばい傾向が続いている一方で、乗用自動車（普通車）と軽自動車は増加している。

○ 鉄道とバスが主な公共交通機関となっている。鉄道路線は、JR、阪急電鉄、阪神電鉄が開通しており、南部地域を中心に多くの路線が整備されている。市内の鉄道駅は23駅。路線バスは、南部地域では阪急バス・阪神バス・みなと観光バスが、北部では阪急バスが運行されている。2009年4月より山口地域と南部地域を結ぶ「さくらやまなみバス」（阪急バス）が開通し、2015年10月よりコミュニティバス「ぐるっと生瀬」が運行を開始した。

○ 六甲山系や北部地域の豊かな緑をはじめ、武庫川、夙川などの河川敷緑地、そして市街地の神社、寺院の樹林などの緑地に恵まれている。森林総面積は3,692ha（市域の面積の約37%）。市街地では、公園緑地が整備され、都市公園の開設面積は2019年3月末現在、513か所、483.18ha、市民一人当たり面積は9.93㎡となっている。

市民・事業者の意識 - 第3章関係 -

【市民・事業者の意識 ～ 環境に関する意識調査より（2017年）】

○ 市民に対するアンケート調査では、「環境問題に関心がある」と答えた方が81%以上となっており、「10年前と比べて環境に配慮した生活をするようになった」は65%となっている一方で、「10年前と変わらない」その他が34%となっている。また、環境に配慮した製品を購入している人の割合は45%、待機電力のカットに努める人の割合は70%となっている。

○ 事業者に対するアンケート調査では、省エネなど環境に配慮した取組の課題として、「労力・費用負担が大きい」、「人材の確保・教育が困難」と回答した割合が高かった一方で、省エネなどを実行した事業者からは、省エネによるコストダウンや従業員の意識向上などのメリットがあったとの回答があった。

また、事業者の地域での環境活動についての問では、「行政からの働きかけがあれば、可能な範囲で協力したい」、「市民または団体と協力して環境保全に貢献したい」との回答の割合が高く、社会的な活動に対する意欲が見られる。

第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）目標設定に伴う見直しの概要 3 / 5

二酸化炭素排出量の削減目標（中期・長期目標）－第6章関係－

中期目標

2028年度の二酸化炭素排出量を
2013年度比で35.0%以上削減

【参考目標】（国の計画期間による）

2030年度の二酸化炭素排出量を
2013年度比で39.7%以上削減

長期目標

「2050年ゼロカーボンシティにのみや」

市民・事業者・行政の参画と協働により、
2050年までに二酸化炭素排出量を
実質ゼロにすることをめざす

- 脱炭素社会の実現のためには、大幅な技術革新とその導入が前提になるが、市民や事業者が「自分ごと」としてできることから始め、ライフスタイルや事業活動を転換していくことがこれまで以上に必要。
- 中期目標の設定にあたっては、見直し作業時点（2021年9月時点）で国が示す対策・施策の削減量をベースに、兵庫県の削減目標（35.0%～最大38.0%）を参考にしつつ、これらライフスタイルや事業活動の転換を見込んだ削減目標を家庭部門で3万t-CO2、業務その他部門で2万t-CO2上乗せした。

部門別の二酸化炭素排出量の削減量・削減率

部門	平成25年度 (2013年度) 基準年度 排出量 (万t-CO2) a	令和10年度(2028年度) 現状趨勢ケース(BAU) 目標年度				対策・施策等による削減					令和10年度(2028年度) 対策・施策を講じた場合 目標年度		
		排出量 (万t-CO2) b	増減量 (万t-CO2) c=a-b	増減率(%) c/a×100	削減量 (万t-CO2)	削減率(%) d/b×100	削減量 (万t-CO2)	削減率(%) f/a×100	削減量 (万t-CO2)	削減率(%) g/b×100	排出量 (万t-CO2) e=b+d	削減量 (万t-CO2) f=e-a	増減率 (%) f/a×100
産業部門	35.9	33.2	△ 2.7	△ 7.6	△ 4.4	0.0	△ 5.4	△ 9.8	△ 29.5	23.4	△ 12.5	△ 34.9	
業務その他部門	43.0	47.0	4.0	9.3	△ 9.4	△ 2.0	△ 13.5	△ 24.9	△ 53.0	22.2	△ 20.8	△ 48.4	
家庭部門	69.0	73.5	4.5	6.6	△ 8.1	△ 3.0	△ 19.0	△ 30.1	△ 41.0	43.5	△ 25.5	△ 37.0	
運輸部門	38.0	37.4	△ 0.6	△ 1.5	△ 6.4	0.0	0.0	△ 6.4	△ 17.1	31.0	△ 7.0	△ 18.4	
廃棄物部門	6.5	5.5	△ 1.0	△ 15.3	△ 0.5	0.0	0.0	△ 0.5	△ 9.1	5.0	△ 1.5	△ 23.1	
合計	192.4	196.7	4.3	2.2	△ 28.8	△ 5.0	△ 37.8	△ 71.7	△ 36.5	125.0	△ 67.4	△ 35.0	

中期目標達成に向けた取り組みと削減見込み量（対 2028年度）排出量（現状趨勢ケース）

部門	主な取り組み	削減量・削減率
産業	□ 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進 □ FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 □ 再生可能エネルギーの最大限の導入	△ 4.4 万t
	□ 電力の排出係数の低減	△ 5.4 万t
	計	△ 9.8 万t △ 29.5 %
業務その他	□ 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進 □ 建築物の省エネ化 □ BEMSの活用、省エネ診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施 □ 国民運動の推進（クールビズ、省エネ機器の買替、照明の効率的な利用等）、□ 再生可能エネルギーの最大限の導入	△ 9.4 万t
	□ 電力の排出係数の低減	△ 13.5 万t
	■ 省エネ行動の徹底（事業活動の転換）	△ 2.0 万t
計	△ 24.9 万t △ 53.0 %	
家庭	□ 高効率な省エネルギー機器の普及 □ 住宅の省エネ化 □ HEMS、スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 □ 国民運動の推進（クールビズ、省エネ機器の買替、照明の効率的な利用等） □ 再生可能エネルギーの最大限の導入	△ 8.1 万t
	□ 電力の排出係数の低減	△ 19.0 万t
	■ 省エネ行動の徹底（ライフスタイルの転換）	△ 3.0 万t
計	△ 30.1 万t △ 41.0 %	
運輸	□ 次世代自動車の普及、燃費改善 □ 道路交通流通対策 □ 環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化 □ 公共交通機関及び自転車の利用促進 □ トラック輸送の効率化、共同輸送の推進 □ 国民運動の推進（エコドライブ、カーシェアリング等）	△ 6.4 万t △ 17.1 %
廃棄物	□ 廃棄物焼却量の削減 □ プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	△ 0.5 万t △ 9.1 %
合計		△ 71.7 万t △ 36.5 %

中期目標達成に向けた指標の設定－第6章関係－

(1) 【指標①】 家庭や事業所での身近な取組による電気使用量の削減量

各家庭、各事業所の自主的な取組として、2028年度の電気使用量を2021年度比で10%以上削減（省エネ行動モニター事業の削減ポテンシャルを勘案して設定）

(2) 【指標②】 各部門におけるエネルギー使用量の削減量 (TJ)

	2013年度 基準年度	2028年度 目標年度	基準年度比 (%)	2030年度 参考年度	基準年度比 (%)
産業部門	4,252	3,317	△22.0	3,100	△27.1
業務その他部門	3,447	2,517	△27.0	2,268	△34.2
家庭部門	6,783	5,677	△16.3	5,229	△22.9

(3) 太陽光発電など再生可能エネルギーの利用の促進に関する指標

（2021年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法（未施行）により、中核市は、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用の促進について目標を定めることとなった。このため、改めて再生可能エネルギー導入の現実的な最大限のポテンシャルを検討し、2024年度からの本計画の後期計画にこの目標を設定する。）

(4) 【指標③】 家庭用太陽光発電設備の累計設置発電容量

	2019年度 基準年度	2028年度 目標年度	基準年度比 (倍)	2030年度 参考年度	基準年度比 (倍)
設置件数（件）	5,402	9,200	1.7	11,000	2.0
発電容量（kwh）	21,067	36,000	1.7	42,000	2.0

(5) 市役所の事務事業による温室効果ガス排出量の削減量

（行政の一事業者としての取組は、温室効果ガス排出量の削減に大きな影響を与え、また、率先した行動は市民や事業者のモチベーションに大きな影響を与える。現在策定中の第3次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の温室効果ガス削減目標を指標として位置づける。）

本計画の中間改定に向けて－第6章関係－

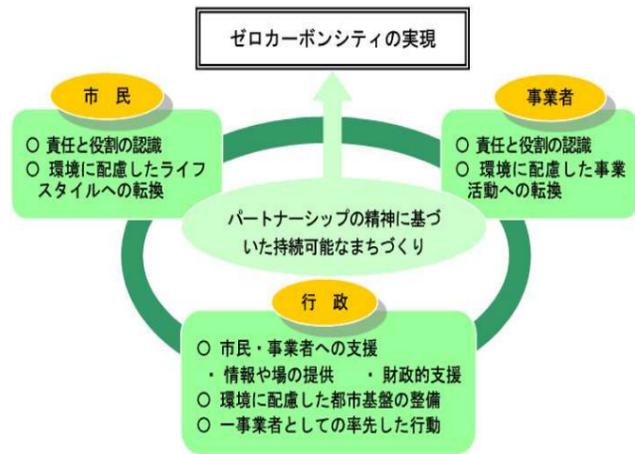
長期目標を達成するためには、バックキャスト的な考え方からすると、中期目標にはより意欲的な削減目標を設定する必要がある。また、国においては、新たな温室効果ガス削減目標として46.0%を掲げている。本来、より意欲的な目標設定が必要であることを市民・事業者・行政ともに認識しつつ、積極的に脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していく必要がある。

本計画の後期計画（2024年度～2028年度）の中間改定に向けては、市域の再生可能エネルギーの現実的な最大限の導入の検討や市民・事業者の意識調査、本市が採り得る具体的な施策の調査・検討を実施するとともに、改定後の国の地球温暖化対策推進法や地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画の内容を反映した中間改定を行い、必要に応じて中期目標を改定する。

【西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中間改定に向けたスケジュール】

年度	内容
2021	中期目標・長期目標の設定
2022	【後期計画に向けた改定作業】 ・再生可能エネルギー導入の現実的な最大限の導入の検討、具体的な施策・事業の調査・研究、市民・事業者に対するアンケート
2023	・国や県の施策も踏まえた、2050年ゼロカーボンに向けた具体的な施策の記載 ・必要に応じて中期目標の改定
2024	【後期計画スタート】 ・計画期間：2024年～2028年

市民・事業者・行政のそれぞれの役割と責任 - 第7章・第9章関係 -



【市民・事業者・行政の役割と責任】

「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」をめざすためには、市民・事業者・行政のそれぞれが持つ責任と役割を認識し、具体的に行動するとともに、各主体が連携・協働し地域一体となって取り組んでいく必要がある。

また、本市は行政として「① 市民や事業者への支援・啓発」、「② 都市基盤の整備」及び「③ 行政の一事業者としての率先した行動」の三つの役割を担い、市民や事業者の取組を直接的・間接的に支援していく。

今後の西宮市の施策の形成に向けての課題 - 第4章関係 -

【課題① 市民のライフスタイルの転換】

- 市民に対するアンケート調査から、「環境問題に関心がある」市民の割合は高いものの、依然として環境に配慮した製品を購入していない、また、待機電力のカットに努めていないなどの市民は多い。
- 本市の家庭部門は住宅都市であることを反映し、二酸化炭素排出量の構成割合は34%と国（17%）や県（10%）と比較して高い。また、家庭部門の二酸化炭素排出量は、前計画の基準年度である1990年度と2018年度を比較すると、世帯数の増加もあり31.7%増加している。
- 今後、市民が日々の日常生活の中で無理なく継続できるような省エネ行動やエシカル消費に取り組み、ライフスタイルの転換を促進するような支援策が必要である。

【課題② 事業者と連携した取組の強化】

- 産業・業務その他部門の二酸化炭素排出量は、前計画の基準年度である1990年度と2018年度を比較すると、産業部門は、工場の閉鎖や移転等で排出量が大きく減少（△68.9%）しているものの、業務その他部門は指標となる事業所の延床面積の増加により増加（+14.2%）している。
- 事業者は、省エネなど環境に配慮した取組の課題として、「労力・費用負担が大きい」、「人材の確保・育成が困難」と考えている一方で、省エネなどを実行した事業者は、コストダウンや従業員の意識向上などのメリットがあったとの回答があった。また、地域での環境活動については、「行政からの働きかけがあれば、可能な範囲で協力したい」、「市民または団体と協力して環境保全に貢献したい」など、社会的な活動に対する意欲が見られる。（事業者に対するアンケート調査）
- 今後、事業活動に対する環境に配慮した取組の支援のほか、地域での市民・団体や本市と連携した取組を促すような施策を推進する必要がある。

【課題③ 自然豊かで環境負荷の少ない都市基盤の整備】

- 本市は、都市部としては、海と山に挟まれ、特に北部地域には豊かな自然環境が残っており、こうした特性を活かして、森林や里山など自然環境を保全し、自然豊かな環境に囲まれた快適な都市環境の整備を進め、二酸化炭素の吸収源を少しでも確保する必要がある。
- 運輸部門（自動車）の二酸化炭素排出量は、前計画の基準年度である1990年度と2018年度を比較すると、自動車保有台数の増加（128,950台→165,087台）を反映し、27.4%の増加となっている。自動車の電動化のほか、自転車の利用促進、公共交通で結ばれたコンパクトなまちづくりなど都市環境の整備が必要。
- 本市のような既存の住宅地が大部分を占める立地で、スマートコミュニティのような面的な整備が可能か、また、地域循環共生圏のような都市部と里山を結ぶような取組が可能か、改めて検討していく必要がある。

【課題④ 市役所の一事業者としての率先した行動】

- 市民・事業者とともに地球温暖化対策を推進していくにあたり、本市は一事業者としての取組を率先して行う必要があり、実践するにあたり、市民や事業者をリードし、目に見える形での行動が不可欠となる。
- これまでのエコオフィス活動のようなソフト的な行動だけでなく、市施設のLED照明の計画的な推進や、設備の更新や運転管理などのエネルギーマネジメントの手法を導入するなどハード面も含めた取組を推進するほか、より環境に配慮した電力の調達について検討する必要がある。

【課題⑤ これからの地球温暖化対策を推進する地域活動とひとづくり】

- 本市では、西宮市環境衛生協議会などの地域団体やエココミュニティ会議などの地域活動、地球ウォッチングクラブ・にしのみや（EWC）などの小・中学生を核とした環境学習を通じて環境学習都市を推進している。
- 西宮市環境計画推進パートナーシップ会議を通じて、市民・事業者・行政などの各主体の連携により環境施策を推進している。
- 現在の世代が地球温暖化という負の遺産を、未来を担う子供たちに残さないためにも、大人たちが真剣に環境問題に対して向き合うとともに、何よりも大学生などの若い世代が地域の環境活動をリードし、また、若い世代の意見を政策の形成に反映できるような環境づくりと人づくりが欠かせない。

【課題⑥ 地球温暖化対策を取り巻く社会情勢の変化への対応】

- 脱炭素社会の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入や住宅など建物のネット・ゼロ・エネルギー化など大幅な技術革新とその導入が前提となる一方で、ライフスタイルや事業活動を転換することがこれまで以上に必要となる。
- 本市の再生可能エネルギー導入などのポテンシャルや都市部に位置するという地理的な条件も考慮して、他自治体や事業者との関係や協力も視野に入れる必要がある。
- 市民・事業者と連携・協働して脱炭素社会の実現を目指すという目標に向けて、本市はどのような役割を果たすべきなのか、具体的な施策はどのようなものなのかを調査・検討し、本計画の後期計画（2024年度～2028年度）につなげていく必要がある。

【市民・事業者・行政の取組の体系】

《緩和策の推進》（第7章）

(1) 省エネルギーなど環境に配慮した行動の推進 日常生活や事業活動におけるエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の削減を推進する。	① 省エネルギーなど環境に配慮した行動の推進・普及啓発 ② 省エネルギー機器等の導入の推進
(2) 再生可能エネルギー等の利用の推進 温室効果ガス排出量の削減やエネルギー供給の多様性の推進のほか、防災面にも配慮し、再生可能エネルギー等の導入及び利用を推進する。	① 再生可能エネルギー等の導入の推進・普及啓発
(3) 環境に配慮した都市基盤の整備 交通や緑化、まちづくりなど都市基盤を整備することにより地球温暖化防止を推進する。	① 公共交通機関など環境に優しい移動手段の利用の推進・普及啓発 ② 低炭素型地区・街区の形成及び都市機能の集約化の検討 ③ 緑化の推進及び森林の保全
(4) 循環型社会の形成 ごみの減量化の推進により、資源の無駄遣いをなくすことで地球温暖化防止を推進する。	① ごみの減量化及び資源化の推進
(5) 環境学習及び地域活動の推進 本市の強みである環境学習を充実させ、環境問題への意識を持った人づくりを進めるとともに、地域や事業所などの環境配慮活動の活性化を図る。	① 学びの機会・場の創出及び人づくりの推進 ② 地域や事業所などの環境配慮活動の活性化

《適応策の推進》（第9章）

気候変動により現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図るため適応策を推進する。

- ① 農業に関する適応策
- ② 水環境・水資源に関する適応策
- ③ 自然生態系に関する適応策
- ④ 自然災害に関する適応策
- ⑤ 健康に関する適応策
- ⑥ 産業・経済活動に関する適応策

【市民・事業者・行政の実践すべき具体的な行動】

（→ 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）本編 52 ページ～63 ページ、75 ページ～79 ページ参照）

西宮市（行政）の二酸化炭素排出量の削減に向けた施策 - 第8章関係 -

【六つの推進方針】

六つの課題を六つの推進方針に読み替えて、本市の三つの役割「① 市民や事業者への支援・啓発」、「② 都市基盤の整備」及び「③ 行政の一事業者としての率先した行動」を積極的に取り組んでいく。

推進方針

1. 市民のライフスタイルの転換
2. 事業者と連携した取組の強化
3. 自然豊かで環境負荷の少ない都市基盤の整備
4. 市役所の一事業者としての率先した行動
5. これからの地球温暖化対策を推進する地域活動の活性化とひとづくり
6. 地球温暖化対策を取り巻く社会情勢への対応

【推進方針に基づく施策・事業】

* 【主な施策・事業】欄の番号は、「西宮市の二酸化炭素排出量削減に向けた具体的な施策・事業」の通し番号です。
 (→ 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）本編 64 ページ～73 ページ参照)

推進方針 1 市民のライフスタイルの転換

本市の家庭部門における二酸化炭素排出量の構成割合は国や兵庫県に比べ高く、家庭部門に対する本市の支援は非常に重要です。省エネ行動モニター事業では、各家庭の省エネの取組の工夫で 10%～13% 程度のエネルギー使用量を削減できる可能性があることが分かりました。市民の環境に優しい行動や消費、選択が国や産業の取組を後押ししていくことにもつながります。

市は、日常生活の中で楽しみながらできる効果的な省エネの取組をはじめ、太陽光発電設備などの導入や環境に配慮した電気や家電製品の購入、住宅全体としてのネット・ゼロ・エネルギー化、プラスチック製品をはじめとしたごみの削減などを支援することにより、市民のライフスタイルの一層の転換をめざします。

【主な施策・事業】

- | | | | |
|----|--------------------------|----|----------------------|
| 1 | 省エネチャレンジ事業の実施、 | 4 | 省エネ型家電への買替の促進、 |
| 11 | エコ・エネルギーシステム導入促進補助事業の実施、 | | |
| 13 | 地球にやさしいエネルギーの共同購入の実施、 | 34 | 全市的なプラスチックごみ削減運動の推進、 |
| 36 | 生活系指定ごみ袋制度・事業系指定ごみ袋制度の導入 | | |

推進方針 2 事業者と連携した取組の強化

工場や事業所、事務所ビル、店舗、病院など事業活動に伴う二酸化炭素排出量は、今後、製造プロセスの変革、再生可能エネルギーの導入、建物のネット・ゼロ・エネルギー化、蓄電池活用などの技術革新と税制や金融制度の整備が普及することにより、二酸化炭素排出量の削減が見込めるところですが、本市としても、特に中小の事業者に対して、再生可能エネルギー導入や二酸化炭素排出量の少ない電気の使用を促すなど施策を実施し、環境に配慮した事業活動への転換を支援します。

また、給水スポットの普及などをはじめ積極的に事業者と市の連携した取組を推進するほか、事業者の先進的な取組の情報共有や意見交換の場であり、また地域と協働した活動を企画・実施するようなプラットフォームの設置、先進的な取組を行っている事業者の顕彰・認証制度などの拡充など行います。

【主な施策・事業】

- | | | | |
|----|-----------------------------|----|----------------|
| 35 | 給水スポット整備事業の推進、 | | |
| 46 | 企業など事業者や大学との連携協定による共同事業の推進、 | | |
| 47 | 二酸化炭素排出量削減に成果のあった企業の顕彰、 | 48 | 企業のプラットフォームの整備 |

推進方針 3 自然豊かで環境負荷の少ない都市基盤の整備

脱炭素社会のまちづくりのイメージは、年齢にかかわらず多くの人が公共交通機関を利用し、まちなかを走る自動車はすべて電動車（電気自動車など）であり、自転車や歩行者も安全に行き交い、公園やまちかど、家の庭やベランダ、屋上には緑があふれ、里山の整備も進み、また、それぞれの建物とそれらの集まりである地区・街区は、ICTの活用によりエネルギー利用の最適化が図られている……。

これらのイメージの実現を目指して、公共交通機関の利用促進、自転車走行環境の整備、緑化の推進・森林の保全などを推進するほか、スマートシティなど面的なまちづくりについて検討していきます。

【主な施策・事業】

- | | |
|----|--------------------------------------------|
| 20 | 公共交通（バス）の確保・維持への支援の実施（さくらやまなみバス・コミュニティ交通）、 |
| 25 | 自転車利用環境の改善、 |
| 26 | 森林調査事業の実施、 |
| 27 | 重要里地里山における保全活動の支援、 |
| 31 | スマートシティ（コミュニティ）などの形成の検討、 |
| 32 | コンパクトな都市づくりの推進 |

推進方針 4 市役所の一事業者としての率先した行動

本市が「2050年ゼロカーボンシティ」を表明したことを踏まえ、これまでの節電などエコオフィス活動のようなソフト面中心の行動に加えて、市施設のLED照明の計画的な推進、設備・機器の更新や運転管理などのエネルギーマネジメントの手法を導入するなどハード面も含めた取組を推進するほか、電力調達の脱炭素化をめざします。

【主な施策・事業】

- | | |
|----|------------------------------------------|
| 8 | 公共施設のエネルギーマネジメントの検討・実施、 |
| 15 | 公共施設の新築や大規模改修時の太陽光発電設備の導入など環境に配慮した取組の推進、 |
| 17 | 公共施設への環境に優しいエネルギーの導入の推進、 |
| 33 | 西宮市公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編等、 |
| 40 | 市役所のプラスチックごみ削減方針の推進 |

推進方針 5 これからの地球温暖化対策を推進する地域活動の活性化とひとづくり

環境学習都市宣言という財産を承継し、発展させ、地球温暖化対策の成果となっていくことを目指して、地域団体・NPO・企業・大学などによる地域活動の活性化とひとづくりを推進していきます。

このため、次代を担う世代の意見を政策形成に反映できるような仕組みづくりや大学との協働、アプリなどを活用した環境学習、環境学習施設のコンテンツの充実、地域活動への新たな支援のほか、本市独自のエココミュニティ会議や地球ウォッチングクラブ事業などの活動を地道に積み重ねていきます。

【主な施策・事業】

- | | | | |
|----|------------------|----|----------------------------|
| 42 | 家庭や学校等での環境学習の推進、 | 43 | ICTを活用した環境配慮行動の推進、 |
| 45 | 地域や市民団体の活動の推進、 | 46 | 企業など事業者や大学との連携協定による共同事業の推進 |

推進方針 6 地球温暖化対策を取り巻く社会情勢への対応

この1年余りの間（令和3年度見直し時点）に、国をはじめ、産業界、本市も含めた自治体が相次いで「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」旨の表明を行うなど、脱炭素社会に向けての動きが大きく加速しています。

まずは、以上に掲げた推進方針を着実に推進し、脱炭素社会に向けた布石を打ちながら、国の示す地球温暖化対策計画を見据えて、本市の採るべき施策・事業や他自治体・事業者との連携・協力について調査・検討し、本市の進むべきロードマップの策定を行っていきます。

【主な施策・事業】

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 49 | 脱炭素社会に向けた有効な施策の検討と再生可能エネルギー導入の調査、 |
| 50 | 他の自治体との連携による共同事業の推進 |

【西宮市の温室効果ガス排出量削減に向けた具体的な施策・事業】

(→ 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）本編 64 ページ～73 ページ参照)